

群馬県浄化槽法定検査実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、群馬県知事指定検査機関（財団法人群馬県環境検査事業団。以下「事業団」という。）が、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条に定める設置後等の検査（以下「7条検査」という。）及び法第11条に定める定期検査（以下「11条検査」という。）を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(検査の目的)

第2 7条検査は、当該浄化槽が適正に設計及び施工され、所定の機能を発揮しているか否かを確認するため、使用開始後3カ月を経過した日から原則として5カ月以内に、また、11条検査は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するため、毎年一回定期的に行い、もって生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(検査の内容及び方法)

第3 各検査は、群馬県浄化槽指導要綱（以下「指導要綱」という。）で定める項目について行うものとする。なお、その具体的な内容及び方法は、事業団が別に定める法定検査の実施方法等に関する細則のとおりとする。

(検査の実施)

- 第4** 事業団は、浄化槽の管理者または浄化槽の管理者から委託を受けた者から申し込みがあった場合は、指導要綱で定める検査の実施方針に従い、速やかに検査を実施するものとする。
- 2 事業団は、検査の申し込みが行われない浄化槽についても同方針に従い検査を実施するものとするが、当該浄化槽の管理者に対しては、関係機関とも連携し受検を促す通知を行う等の啓蒙を行い、未受検浄化槽の撲滅に努めるものとする。
- 3 検査票及び検査結果書、検査の実施に係る事務手続きは、事業団が別に定める群馬県浄化槽法定検査事務処理要領によるものとする。
- 4 事業団は、指導要綱で定める効率化11条検査については、その検査業務の一部を事業団が指定する採水員が所属する保守点検業者に委託することができる。
- 5 事業団は、水質検査の項目のうち、BOD（生物化学的酸素要求量）の測定については、計量法に基づく計量証明事業所に委託することができる。

(検査結果の判定)

第5 検査結果の判定は、原則として浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成8年3月25日付け衛浄第17号（厚生省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室長通知、

最終改正：平成14年2月7日 環廃対第105号 環境省浄化槽対策室長通知) に準じて行うものとする。ただし、指導要綱で定める効率化11条検査における結果の判定は、事業団が別に定める効率化11条検査判定ガイドラインに準じて行うものとする。

2 検査結果の判定方法等について変更を要する事案が生じた場合は、財団法人群馬県環境検査事業団寄付行為第21条の規定に基づき組織する浄化槽法定検査委員会で協議するものとする。

(検査結果等の取扱い)

第6 事業団は、7条検査及び11条検査が生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的として実施される検査であること等の観点から、管理保有する検査結果等のデータについては同様の目的を達成するために広く活用されるよう関係機関への提供に努めるものとするが、個人情報を含むデータ等の取扱いについては関係法令を遵守し、厳正かつ適正に取り扱うものとする。

(その他)

第7 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が関係機関と協議し別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。